



2018年1月

退職・帰国

退職し、日本へ帰国する際の滞在ビザとワークパーミットの手続きについて

退職した場合は、従来の滞在ビザとワークパーミットが認可された基本事由（就業しているという事由）が失効することになりますので、関係官庁できっちり手続きをとった後、日本帰国されることをお勧めします。
以下その手順を示します。

行程	参考事項
4月1日 (退職日)	移民部で、本当日退職した旨（あるいは7日後に退職する旨）の会社の証明書を持参のうえ、現在の滞在ビザ（1年）とリエントリーパーミットをキャンセルする。同日に7日間の滞在延長の申請（要写真）を行い許可を得る。 必要書類： 退職証明書、会社登記証明書（ナグスーラブロン）、退職者及びタイ人スタッフの個人所得源泉徴収書（ポーゴードー01）及び領収書直近1ヶ月分、ワークパーミット原物（B.O.I. 企業は B.O.I. の退職書状と会社の退職書状のみで可）
↓	
4月8日	許可を得た7日間以内にタイ国を出国
↓	
-	労働省へ当該人退職の旨、会社が報告（特に定められた期限は無し）

上記の手続きを踏まないで帰国した場合、再度来タイし就業の手続きを進める時などに、関係当局で過去の記録を照合され問題となることがあります。